

茨島出張所ニュース

●ご意見・お問い合わせ先●



国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所
茨島出張所

〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28

電話 018-862-4362

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>



茨島出張所では、雄物川下流部(河口～から約30.45km)・旧雄物川(雄物川分岐点から0.3km)を管理しています

山王中学校インターンシップ

5月20日 秋田市立山王中学校の2年生、3名がインターンシップのため茨島出張所に来てくれました。

所長から出張所の業務、河川管理業務の説明を聞いた後に、現場では新屋水門の見学、パックテストによる水質調査を体験しました。また堤防では遠隔式除草機械を操作するなど、普段経験することのできない内容に興味津々の様子でした。

茨島出張所の仕事について学びました



真剣です...



新屋水門の見学



パックテスト体験



実際に操作させてもらいました

除草作業の見学



山王中学校のみなさん、大変お疲れさまでした！

不法投棄合同パトロール

6月4日 不法投棄を取り締まる秋田県警察協力の下、不法投棄の監視・指導を行う秋田市環境部、雄物川を管理する秋田河川国道事務所が合同でパトロールを行いました。

雄物川ではこの取り組みを平成20年度から毎年実施しており、今回で12回目となりますが、依然として家庭ゴミから大きな家電などの不法投棄が後を絶ちません。6月4日に行われた不法投棄合同パトロールでは、これまで不法投棄が多い箇所を重点的に確認し、茨島所長所では「河川状況監視強化中」の看板を設置しました。

環境省などでは、5月30日(ゴミゼロの日)から6月5日(環境の日)の1週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として不法投棄対策の取り組みを強化しています。



**不法投棄は
犯罪です**

河川敷にごみを捨てることは「河川法第29条第1項」で禁止されています。また「河川法施行令第16条の4第1項の規定に違反して、河川区域内の土地に、ゴミ・ふん尿・鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨て、又は放置した者は、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するとされています。